

第47回 農業資材審議会農薬分科会

第 4 7 回 農 業 資 材 審 議 会 農 薬 分 科 会

日時：令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

場所：農林水産省消費・安全局第 1 会議室

（WE B 会議形式の併用開催）

時間：1 3：3 0～1 4：4 5

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

- （1）農薬取締法第 8 条第 1 項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

- ・チフルザミドを有効成分として含む農薬（再評価）

- （2）農薬取締法第 3 9 条第 1 項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

- ・イプトリアゾピリドを有効成分として含む農薬（登録）

- ・ジャパミリルアを有効成分として含む農薬（登録）

- ・ブロマシルを有効成分として含む農薬（変更の登録）

- ・インダノファンを有効成分として含む農薬（再評価）

- ・クロルピクリンを有効成分として含む農薬（再評価）

- ・テトラコナゾールを有効成分として含む農薬（再評価）

- ・ピロキロンを有効成分として含む農薬（再評価）

- （3）農薬の優先審査について

- （4）農薬使用者の安全評価の暴露評価に係る補足事項について（報告）

- （5）農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について（報告）

- （6）その他

3. 閉 会

午後１時３０分 開会

○宇井室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第47回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室の宇井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。分科会長に本日議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日の分科会でございますけれども、この会議室とウェブ形式の併用開催とさせていただいてございます。

また、公開で開催するということで、傍聴の方々にも御参加をいただいております。

ウェブ会議形式で御出席いただいている委員の先生方におかれましては、差し支えなければ、常時カメラをオンにいただければと思っております。

また、御発言の御希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただきまして、順にお願いしたいというふうに考えておりますけれども、急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たずに御自身でミュートを外していただきまして御発言いただいても構いませんので、御承知おきください。また、チャットボックス機能もございます。音声トラブル等ございましたら、こちらのチャットボックス機能を御活用いただけますと幸いです。

万が一の回線トラブル等の場合には、委員の皆様には事務局の方から緊急連絡先を通じて御案内させていただきたいと思っております。また何かありましたら、こちらの方に御連絡いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日でございますけれども、委員の方11名、臨時委員の方8名に御出席をいただいております。本日、棄権委員におかれましては御欠席ということになってございます。

本分科会でございますけれども、農業資材審議会令第7条第1項で、委員と臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されてございます。本日は、委員と臨時委員を合わせて20名のところ19名の方に御出席をいただいておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、今回の開催に先立ちまして農林水産省消費・安全局長の坂より一言御挨拶申し上げます。

○坂局長 皆様、こんにちは。消費・安全局長の坂でございます。

私、今月7月1日付けで新たに消費・安全局長を拝命いたしました。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。日頃から農薬行政につきまして御指導いただいていることにつきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今、食料の安定供給ということにつきまして、私ども、農林水産省の使命を全うする上で、気候などの条件によって非常に困難な事態が生じておるわけでございますけれども、農業の生産性を確保する上で農薬は非常に重要な資材でございます。その中で、人の健康、それから環境への安全性を確保していく必要があるということが国内外で共通の認識となっていると理解しております。

こうした農薬の安全性の確保につきまして、私ども農林水産省といたしましても、関係省庁と連携いたしまして科学的知見に基づく評価を行った上で農薬を登録し、安全な農薬の流通に努めているところでございます。

根拠法令の農薬取締法につきましては、去る平成30年の改正におきまして、農薬の安全性をより一層向上させるために最新の科学的知見に基づいて再評価を行う仕組みが導入されまして、現在、順次各部会で御審議をいただいているところでございます。

本日は、再評価につきまして各部会で御審議をいただいておりますうちの一つの農薬の有効成分につきまして、部会での審議が完了しましたので、本分科会で御審議をお願いしたいと思っております。

また、このことに加えまして、本年4月に策定されました食料・農業・農村基本計画に、防除ニーズに対応するため優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する、と明記されたことを踏まえまして、農薬の優先審査事項の追加につきまして併せて御審議をいただきたいと考えております。

皆様の専門的なお立場から御審議をいただき、御助言を賜ることが大変重要であると考えております。本日いただいた御意見を農薬行政に的確に反映していきたいと思っておりますので、どうぞ活発な御議論を賜れば大変幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宇井室長 それでは、続きまして、本日の配付資料につきまして御確認をお願いいたします。

お手元に配付資料の一覧並びに資料を配付させていただいてございます。一覧を御確認いただきまして、資料があるかどうか、いま一度御確認をいただき、不足等ございましたら審議中でも結構でございますので、事務局の方にお申し出下さい。

また、本日対面で御参加いただいております委員の皆様方には机上にファイルで綴じたもの、

こちらを併せて配付をさせていただいております。こちらにつきましては次回以降の本分科会においても活用させていただきますので、会議終了後は机上に置いたままにさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、これからの議事の進行につきましては夏目分科会長にお願いしたいと存じます。夏目分科会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○夏目分科会長 本日は皆様、御多用のところ御出席くださいますとどうもありがとうございます。分科会長の夏目でございます。

それでは、早速議事に移りたいと存じます。

本日は、議事次第にございますように、1、農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について、2、農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の徴取について、3、農薬の優先審査について、4、農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について（報告）、それから5番目として、農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について（報告）でございます。

限られた時間ではございますが、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題であります農薬取締法第8条第1項の農薬の再評価に係る農業資材審議会農薬分科会の意見についての審議に入ります。

まずは、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○宇井室長 第18回の分科会で決定いただきました利益相反の防止に係る規定に基づきまして、事前に皆様方に利益相反の状況につきまして御確認をさせていただいてございます。

その結果、岩田委員及び秋森委員より利益相反のお申出がございまして、事務局といたしましても利益相反の基準に該当するということを確認させていただきましたので、御報告をさせていただきます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、岩田委員及び秋森委員におかれましては、この議題に係る審議が行われている間は審議に参加しないよう求めることとしたいと思います。

それでは、議題（1）の審議を行います。

令和4年9月12日付けで農林水産大臣より当分科会に対し意見聴取の諮問がなされています。チフルザミドを有効成分として含む農薬の再評価について御審議いただきます。

まず、事務局、鶴居農薬審査官より説明をお願いいたします。

○鶴居審査官 ありがとうございます。

農薬審査官の鶴居でございます。よろしくお願いいたします。

まず、資料3を御覧ください。

こちらの資料でございますが、本日御審議いただき、御了承いただけましたら、答申の別添になる資料でございます。

1 ページを御覧ください。

本剤ですが、再評価の成分として初めて調査審議が終わり、分科会に報告する成分となります。

令和3年12月に試験成績等の資料を受領し、各部会で審議いただいたものになります。

2 ページを御覧ください。

剤の概要でございます。化学名、構造式等の基本的情報はここに記載のとおりでございます。本剤、チフルザミドは再評価の申請がなされたものでございます。初回の登録年は平成10年、1998年でございます。用途は殺菌剤、適用作物は水稻、ばれいしょ、芝でございます。主に水稻の箱育苗期に使用されております。

再評価申請されている農薬製剤につきましては、10ページの別紙1の表にまとめたとおりでございます。

剤の概要についての説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、農薬原体部会における議論の結果を水口委員から御報告いただきます。お願いします。

○水口委員 農薬原体部会の部会長の水口でございます。部会を代表いたしまして、チフルザミドの農薬原体の組成に関わる評価につきまして審議結果の報告をさせていただきます。

資料3の3ページ、①を御覧ください。

農薬の製造に用いられる農薬原体の規格は、有効成分であるチフルザミドに対し設定することとし、組成分析の結果に基づき950 g/kg以上とすることが妥当であると判断いたしました。

また、農薬原体中のチフルザミドの分析法は②にお示ししているとおりです。

次に、農薬原体の規格の提案に際し検討した結果を御報告いたします。概要は③から⑤項に記載してございます。

規格の設定根拠とした組成分析に用いられた分析法は、先の有効成分チフルザミドのほか1 g/kg以上含有されている不純物の分析法について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であると判断いたしました。

農薬の製造に用いられる農薬原体の組成分析は、定量された分析対象の含有濃度の合計が982から994 g/kgであり、妥当と判断いたしました。

農薬原体中に含有されている不純物の毒性につきましては、毒性試験に用いられた農薬原体中の含有濃度、不純物の毒性に関する資料を用いて検討した結果、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないと判断いたしました。

農薬の製造に用いられるチフルザミドの農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体につきましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であると判断いたしました。

これらの結果を踏まえ、先の規格を提案させていただきました。

説明は以上です。

○夏目分科会長 水口委員、ありがとうございました。

次に、農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 農薬使用者安全評価部会の部会長の櫻井でございます。部会を代表いたしましてチフルザミドの審議結果の報告をさせていただきます。

この別紙の4ページを御参照ください。

経緯に記載のとおり、チフルザミドは第12回、第14回及び第16回の使用者安全部会において審議いたしました。

まず、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び、急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）の設定について御報告いたします。

AOELの設定については、その根拠となり得る各毒性試験で得られたチフルザミドの無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験の小葉中心性肝細胞脂肪化に基づくもので、無毒性量は1.4 mg/kg/日でした。

また、この無毒性量に近い投与量における経口吸収率は93.1から95.1%ということで80%以上であったことから経口吸収率による補正は必要ないと判断いたしました。

これらのことから、ラットを用いた2年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験の無毒性量1.4 mg/kg/日を安全係数100で除した0.014 mg/kg/日をAOELと設定いたしました。

次に2番、AAOELの設定についてです。

チフルザミドの単回経口投与等に生じる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値はラット及びウサギを用いた発生毒性試験の母動物の体重減少等の無毒性量25 mg/kg体重であり、AOELと同様に経口吸収率による補正は必要ないと判断し、安全係数100で除した0.25 mg/kg体重をAAOELと設定いたしました。

続きまして、③の暴露量の推定です。チフルザミドを有効成分として含む農薬、先ほど示しました別紙1にありますけれども、それについて適用病害虫の範囲及び使用方法に従って使用した場合の暴露量を予測式により推定いたしました。

一部の製剤についての経皮吸収率は水和剤の経皮吸収試験の結果を用いて精緻化しております。

最後に、④のリスク評価結果です。

これで推定した推定暴露量を設定したAOEL及びAAOELと比較し、推定暴露量はAOEL及びAAOELを下回っております。

以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

最後に、農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表しましてチフルザミドの審議結果について概要を報告いたします。

資料3の5ページを御覧ください。

まず、①の毒性指標の設定につきまして、提出された成虫の単回接触毒性試験の半数致死量でありますLD₅₀により資料3の5ページの表にお示ししたとおり、ミツバチへの影響評価に用いる毒性指標値を定めました。

次に、②となりますが、毒性の強さから付される注意事項につきましては、成虫の単回接触毒性のLD₅₀の値が基準としている11 µg/bee以上であったため注意事項は要さないという判断をいたしました。

最後に③及び④の暴露量の推計と評価結果ですが、チフルザミドは昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性のLD₅₀が11 µg/bee以上であることから、1巡目の再評価におきましてリスク評価を行う対象とせず、暴露量の推計は行っておりません。

このことからチフルザミドは申請された適用方法に基づき使用される限りにおいてミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと判断いたしました。

チフルザミドの農薬蜜蜂影響評価部会での審議結果は以上でございます。よろしく願います。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、次に事務局より5番目の農薬取締法第4条第1項各号に対する判断の説明をお願い

いたします。

○鶴居審査官 それでは、資料3の6ページ目を御覧ください。

農薬取締法第4条第1項の各号への該当でございますが、6ページから9ページまでに記載してございます。いずれも該当がないと判断しております。

説明は以上でございます。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のございましたチフルザミドの再評価について何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

大井田先生、よろしくお願いします。

○大井田臨時委員 大井田でございます。

ミツバチの関連のところで一つお聞かせいただきたいのですが、このLD₅₀の基準として示されている11 µg/beeという基準なんですけれども、こちらには何か科学的な根拠があってこの基準を適用しているという理解でよろしいでしょうか。もしかしたら後ほど御説明があるのかもしれませんがお聞かせいただければと思います。

○山本委員 山本でございます。

この値につきましては、再評価以前から用いていた値と理解しておりますけれども、事務局から補足等ありましたらお願いします。

○平林審査官 事務局の平林ですけれども、私から御説明させていただきますと、一般的にミツバチの影響については1頭当たり11 µgの量であれば影響が出ないというように考えられております。また、この指標値につきましては、米国における評価においても基準として用いられている値でございます。

○大井田臨時委員 承知いたしました。どうもありがとうございました。

○夏目分科会長 そのほか何かございますでしょうか。

いかがでしょうか。

私から一つ、再評価にかかった最初の剤の検討結果が出たものだと思いますけれども、このときに一緒に何剤かかかっているのでしょうか。

○鶴居審査官 諮問されたときの成分数といたしましては、チフルザミドを含めまして3剤同時に評価申請がなされています。

○夏目分科会長 分かりました。ほかのもそうするとこの半年、1年ぐらいで次々に出てくる

ということになりますかね。

○鶴居審査官 最初に再評価を行ったグループでございますので、これまで省庁間の連絡調整を含め事務的な手続、公用文献の取扱の面などで時間を要した一面はあるかと存じます。ですが、第一次評価グループにつきましても順次評価、審議を終えて御報告できる運びとなろうかと考えております。

○夏目分科会長 分かりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局にお願いしたいのですが、本分科会の答申案の配付をお願いいたします。ウェブで御参加の委員の皆様には答申案を画面にお示しいたします。

(答申案配付)

○夏目分科会長 それでは、資料を読み上げます。

農薬の再評価について（答申）。

令和4年9月12日付け4消安第3070号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記。

別添のとおり、チフルザミドを有効成分として含む農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第4条第1項各号に該当しない。

以上。

先ほど御審議いただきました資料3が、答申の別添となります。

このとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

なお、答申文について一部表現上の修正が必要となった場合は分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、チフルザミドの再評価について、答申案を当分科会の意見として決定したいと思います。

続きまして、議題（2）の農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科

会での意見の聴取についてに入ります。

農林水産大臣から諮問があったとき、その内容を事務局から分科会に報告することとしておりますので、事務局より報告をお願いいたします。

○鶴居審査官 それでは、今回諮問する農薬につきまして御説明申し上げます。

資料の４－４を用いて御説明申し上げます。

資料４－４、２ページを御覧ください。

まず、イプトリアゾピリドでございます。こちらは新規申請でございまして、構造式はこちらに示したものでございます。

用途は除草剤で、作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録はいずれもございません。

続きまして、３ページを御覧ください。

ジャバミルリアでございます。こちらも新規申請でございまして、構造式はこちらに示したものでございます。

用途は交信かく乱剤、作用機作は記載のとおりで、人工的に合成したカイガラムシの性フェロモンでございます。海外の評価状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録はいずれもございません。

続きまして、４ページを御覧ください。

ブロマシルでございます。こちらは変更の申請で、原体規格の設定を行うものになります。

構造式はこちらに示したようなものでございます。用途は除草剤で、作用機作は記載のとおりです。初回登録年は1965年です。海外の状況ですけれども、JMPRの評価はなく、米国での登録はありますが欧州での登録はないという状況でございます。

続きまして、５ページを御覧ください。

こちら以降、４農薬は再評価申請剤になります。

再評価申請剤の最初はインダノファンでございます。

こちらは、構造式はこちらに示したようなものでございます。初回登録年が1999年、用途は除草剤でございます。主に水稻作で用いられている除草剤となります。作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録はいずれもございません。

続きまして、６ページを御覧ください。

クロルピクリンでございます。再評価申請剤の二つ目でございます。

構造式はこちらに示したものでございます。初回登録年が1948年、土壌くん蒸剤になります。作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、米国での登録はありますが、欧州での登録はないという状況でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

テトラコナゾールでございます。

構造式はこちらに示したものでございます。初回登録年が1998年、用途は殺菌剤です。作用機作は記載のとおりです。海外の状況ですけれども、JMPRの評価はありませんが欧米での登録はございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

再評価最後の成分はピロキロンでございます。

構造式はこちらに示したものでございます。初回登録年が1985年、用途は殺菌剤でございます。水稻作で用いられている殺菌剤です。作用機作は記載のとおりでございます。海外の状況ですけれども、JMPRの評価、欧米での登録はいずれもございません。

議題2の説明は以上となります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

いずれも諮問を受けて、これから各部会で御審議いただくものですので、各農薬に関する御質問、御見解は部会の中でいただくとして、事務局より説明のあった事項について、何か御質問、御意見等があったらお願いします。

いかがでしょうか。櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員 最初のイプトリアゾピリドですけれども、作用機作で何とか系の除草剤と書いてあるんですけれども、「ヒエなどのイネ科雑草に卓効を示す。」とあるように、何に効くとは書いてあるんですけれども、機作については書いていないように思いますが、どうなのでしょう。

○鶴居審査官 基本的には申請者が記載している作用機作の部分を参考にしながらこの記載をしております。

○夏目分科会長 よく分かっていないということですかね、HRACも未分類となっていますから。

○鶴居審査官 抵抗性系統に効くものですので、そうですね、作用機作まで明確にはしていないというところ。

○櫻井委員 効くか効かないか、卓効などという言葉そのものもちょっと分かっているんだか、分かっていないんだか、あまりサイエンティフィックじゃないように思うんですけれども。

○山原課長補佐 櫻井先生のご指摘のとおり、「薬効を示す」だったらまだ分かりますけれどもということですよ。

○櫻井委員 はい、よくは分からないけれども、こういうのには効くんですよというのはまだ少しは分かるんですけども、いずれ使用者安全部会に来ると思いますので、もう少し詳しい説明をそのときはお願いいたします。

○山原課長補佐 かしこまりました。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○鶴居審査官 失礼いたしました。

今、櫻井委員からご指摘いただいた件、作用機作については、社内検討結果から4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシナーゼ（4-HPPD）阻害であるということが確認済みであると申請資料に記載がございましたので、これまでのアセチルCoAカルボキシラーゼ阻害剤やアセト乳酸合成酵素阻害剤抵抗性系統に対しても有効であるというようなことを確認しているということでございます。

○櫻井委員 分かりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、イプトリアゾピリド、ジャパミリルア、インダノファン、クロルピクリン、テトラコナゾール及びピロキロンについては、農薬原体部会、農薬使用者安全評価部会及び農薬蜜蜂影響評価部会の三つの部会で、それからプロマシルについては農薬原体部会でそれぞれ御審議いただき、審議結果を後日の農薬分科会に御報告いただくこととなりますので、各部会の関係の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題3の農薬の優先審査についてに入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○西岡課長補佐 説明させていただきます。検査班の西岡と申します。

農薬の優先審査について、資料5を御覧ください。

農薬の優先審査について改正案を御提案させていただきます。

まず背景としまして、農薬の優先審査については農薬取締法において、病虫害の防除、農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの、又は、適用病虫害の範囲及び使用方法、いわゆる適用表になりますけれども、が類似するほかの農薬と比較して特に安

全性が高いものと認めるときには、ほかの農薬の審査に優先して行うよう努める、とされております。

この優先審査の対象となる農薬の条件、優先審査基準については平成30年10月5日の農業資材審議会農薬分科会において決定し、公表しているところです。そして、令和6年11月28日の農薬分科会において農薬取締法の施行状況について議論した際、優先審査については、引き続き優先審査の仕組みに基づき、適切かつ迅速に審査を実施するとともに、優先審査の要件について、病虫害防除の実態や現場ニーズを踏まえ適時に見直しを実施、としております。

また、令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、防除ニーズに対応するため、優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進する、としているところです。

これらを踏まえまして、以下を提案させていただきます。

食料・農業・農村基本計画において、農薬については、環境にも配慮しつつ効果的な防除を進めることとされており、計画の主要項目の一つである、環境と調和の取れた食料システムの確立を推進するためにも必要な対応を検討する必要がある、また、新たな栽培・防除技術の開発の進展とも相まって、それらに対応する農薬への生産現場のニーズも高まっています。

このため、別紙案のとおり優先審査基準を改正し、環境負荷低減に貢献する技術に関連する農薬も対象とすることとしたいと考えております。

別紙案の方を御覧ください。

下線部分が改正箇所となります。

まず1として、病虫害防除において特に必要性が高いものとして、現状、二つございます。三つ目として新たに、環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で特に必要なものとして、都道府県より早期に登録するよう要望が提出されていること、こちらを追記したいと考えております。

具体的には、みどりの食料システム戦略において環境負荷低減の取組として、例えば、温室効果ガス削減への貢献などが挙げられています。それらを地域として導入、普及を図っている事例があるときに、その事例には新たな農薬や新たな農薬の使用が必要といった場合に、この優先審査の枠組みが普及の一助となるものと考えてございます。

また、二つ目として、2の安全性が高いものとして、この優先審査基準が定められた当初、環境中の指標としては水産動植物への毒性のみを考慮しておりました。農薬取締法の法改正を

経た現在は、環境省では水域だけでなくハナバチや鳥類といった陸域の生活環境動植物についても評価していることから、水産動植物を、水域・陸域を含む生活環境動植物へ変更したいと考えております。

以上、御検討ください。

○夏目分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のございました農薬の優先審査についてに御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

お願いします。

○岩田委員 この環境負荷低減に必要な技術ということで、一義的には、例えば、生物農薬とか、天然物農薬、そういったものが頭に浮かぶわけですが、今回の対象というのはそういったもの以外の、通常のいわゆる化学農薬も含めた農薬全般が対象となるという理解でよいか、確認が一つです。

○西岡課長補佐 御質問ありがとうございます。

対象としては、生物農薬に限らず化学農薬も含む農薬全般と考えております。

○岩田委員 ありがとうございました。

もう一点、要望なんですけれども、この優先審査の中で、やはり現場ニーズの実態を踏まえてというコメントがあるわけですが、特に今回の件でも都道府県からのいろんな要望が前提になっていますので、当然農薬メーカーも新規登録なり、適用拡大の中では現場ニーズを確認しながらやっているのですが、そういった都道府県からのニーズを情報として提供いただけるような、システムなり、機会があれば是非お願いしたいという要望でございます。

○西岡課長補佐 御要望ありがとうございます。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

井岡委員、お願いします。

○井岡臨時委員 質問を一つお願いします。

3 ページの下の方の丸のところの3行のうちの真ん中にある「生活環境動植物」というのは、すみません、生活圏から何キロとか、そういう何か定義がございますでしょうか。

○西岡課長補佐 こちらはそういった定義はないんですけれども、環境省で評価している動植物を想定しておりまして、具体的には、現在は鳥類、野生ハナバチ、水域の動植物としましては、魚類、甲殻類、藻類となります。

新たに入れた定義というよりは環境省が既に評価しているものと御理解いただければと思います。

○井岡臨時委員　かしこまりました。ありがとうございます。

○夏目分科会長　毒性試験をしているものというような意味でいいんですかね。

○西岡課長補佐　はい、そうなります。ですので、この記載のとおり、無毒性量というものが算出できまして、そういう数値が出るということで比較が可能ということで、毒性が十分低いことが確認できると考えております。

○夏目分科会長　ほか、いかがでしょうか。

○天野臨時委員　幾つか確認したいと思います。

一つは、1 ページの下にある「環境負荷低減に貢献する技術」、先ほど例示をいただきましたけれども、やはり、それを申請書の中に落とし込む場合には何らか数値をもって根拠は示していくということによろしいのでしょうか、イメージ的には。

○西岡課長補佐　農薬の登録申請書については今までどおりとなります。

○天野臨時委員　要望書です。

○宇井室長　要望書につきましては、地域で用いられ、スポット的ではなくてその地域全体で使われるような、広がりがあるような技術に対して優先審査をさせていただきたいと考えております。

その技術とは、どういう技術なのかということなんですけれども、例えば、県の方で計画を作っている、あるいは指針を作っている、こういうことで進めていきたい、そういったことをお書きいただいた要望書というものを出していただきまして、その後の農薬審査におきましては、その審査に必要なデータを出していただきたいというふうに考えておりますけれども、環境にこれだけ定量的に貢献しますということまでは、今の段階では考えていないということでございます。

○天野臨時委員　ありがとうございます。

もう一つは質問というより意見になるんですけれども、この制度、現場にとっては少しでも早く有効な剤が使えるようにしてほしいという意味で大変有り難い制度と思っております。

ただ、これまでも幾つか対応事例、私も自分で対応したりしたこともあるんですけれども、例えば、既登録剤が一つもないというような作物があった場合に既登録剤がありませんというだけでは、やはり、要望書が通らないといった事例、たくさんありました。どのくらいその病

害によって困っているか、どのくらいの生産のロスがあるか、それから、あるいは、農薬以外の手だてが本当に防除がないのかといったようなかなり細かい書類、根拠データというのを書き込まないと通らない事例というのがありました。

ちょっとお願いなんですけれども、そういったような、どのようなものを盛り込めばいいかといったような情報を前もって都道府県の担当者には伝わるような仕組みがあればと思います。

それから、もう一つ今回追記されているところに生活環境動植物のところ、例えば、無毒性量が10倍大きいとか、そういうことがありますけれども、ここのところについては事前に県の方では把握し難いデータなので、そういったところはメーカーさんと、先ほど委員の方からも発言ありましたけれども、連絡を密に取って、どのようなタイミングで対応できるかといったようなことも逐次情報提供いただけるともう少し有効に活用できるかなと思っております。

それから、すみません、もう一つ、蛇足というか、直接今回の議題には関係いたしませんけれども、こうやって早く登録が済みますようにというような制度がある一方で、やはり、再評価のところ、少し遅れぎみだったり、始まってしまうとせっかく登録を早くしてほしくても審査自体が止まってしまうといったこともありますので、そういったことも、配慮という言い方はおかしいですけれども、念頭に置いて審議がスムーズに進みますことを希望いたします。

以上です。

○西岡課長補佐 御意見、ありがとうございます。

一つめの都道府県への説明に関する御要望ですが、何が必要かといったような情報を明確にするために、説明の機会を設けたいと思います。

二つ目、安全性に関するものは都道府県では把握し難いということについては、都道府県からの御要望というよりは農薬メーカーからそういった要望をいただき、それにこちらが確認した上で審査を優先的にするかどうか検討していきたいと思います。

三つ目について、再評価についてスムーズにということですが、事務局一同、それに向けて頑張っているところですので今後ともよろしく願いいたします。

○石岡課長 最後の再評価のところですが、これ、再評価を円滑に進めるということは我々も本当に今の重要な課題と思っております、基本計画の中にも再評価をしっかりと円滑に進めるということを盛り込んでおります。

こうした中、国としましては今年の4月、例えば、今まで審査を各省庁が直列でやっていたのを、審議状況などを共有しながら並列型に進めるといった仕組みを入れたりとか、審査の中でこういう点に気を付けていただけるともう少し早く再評価が進む、そういった留意事項みた

いなものもフィードバックしながら、いろいろ工夫して早めようということで進めているところでございますので、是非、部会での審議もよろしくお願いいたしますと思っています。

○夏目分科会長 ほか、いかがでしょうか。

今も出ていましたけれども、都道府県のニーズというのは多分あったと思うんですけども、今までこういう形で審査のところにあまり関わってこなかったというか、そこら辺はメーカーさんが独自にそれぞれ調査をされてどういうものを上市するかというのは考えられていたと思うんですが、直接的にこういう都道府県から要望が提出されているというような形で表現されていることはなかったように思うんですが、そこら辺どうなんですかね。

○天野臨時委員 でも、要望書はかなり各県から出ているはずですので、こういうところの書類として出てこないだけで、多分、制度としてありますよね、今までに幾つか。

○西岡課長補佐 今ある農薬の使い方を増やしていただきたいという要望が多いものですから、実態として農薬分科会にかかるような新規の規格を設定したりですとか、新規の成分の登録のときにはあまりそういった要望がないので、皆さまにお見せできないかと思います。件数としては、使用方法を変えたいという要望の方が多く、この制度が始まって以降、かなりの数を対応してきたところです。

○夏目分科会長 そうですか。そうすると、メーカーの方でもそういうところはよく御存じ。

○岩田委員 当然ながら現場の方では定期的なこういった情報交換もしますので、そういった中での現場ニーズの確認はしています。ただ、なかなかそのすべてが把握できない部分もございますし、円滑にそれを進める意味でも現場ニーズとのマッチングをいかに早くするかということが効率化につながるところなので、先ほどの要望になると思います。

○夏目分科会長 そうすると特別何か始める必要性はないということですね。ここに一部明文化されたことで流れがよくなると思いますか。

○西岡課長補佐 各種都道府県の方に対する会議等々では、優先審査の内容について、御説明させていただいていますので、都道府県への周知はされていると思います。

ただ、おっしゃっていただいたとおり、必ずしもマッチングが全てできているかという点ではまだ課題があるところはあると承知しておりますので、今後ともスムーズに進められるよう対応していきたいと思っています。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

○岩田委員 よろしいですか。先ほどの委員の方の説明、要望にもありました、再評価を円滑に進める意味でも、今、再評価中に適用拡大ができないということで、どうしても2年とか3

年とか、そういう時間が再評価に必要になりますが、今回の件も含めて優先審査の中で、例えば、現場でそういう適用拡大をすると、現場ニーズに合うとか、環境への負荷が下げられる、GHG削減もそうなんですけれども、そうした観点の中でどちらを優先するかといった、バランスが非常に難しいと感じております。再評価の進捗とともに適用拡大等もうまく取り込めるよう検討を是非お願いしたいと考えています。

特に現場で必要なのは、登録がないので防除できないとか、それに対応できないということ結構多いものですから、難防除害虫とか外来生物にすぐ対応できるようなシステムを含めて是非御検討をお願いしたいと思います。

○石岡課長 再評価と適用拡大については、引き続きいろんな観点で検討していきたいと思いますが、やはり、病虫害防除に対応していかなければならない部分と、安全性を評価するという再評価の目的など、色々な観点がありますので、今後も引き続き意見交換したいと思います。

○岩田委員 よろしくをお願いします。

○夏目分科会長 そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議論も大体出たようですので、資料5に関する議論は以上とし、農薬の優先審査について、別紙の内容を当分科会の決定事項としたいと思います。

なお、別紙について一部表現上の修正が必要となった場合、分科会長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○夏目分科会長 ありがとうございます。

本日は様々なお立場から御議論いただきありがとうございました。

事務局におかれましては、本日の議論を踏まえ、引き続き取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、議題4、(4)の農薬使用者安全評価の暴露評価に係る補足事項について(報告)に入ります。

農薬使用者安全評価部会での議論の結果を櫻井委員から御報告いただきます。

○櫻井委員 部会を代表しまして、無人航空機を用いた農薬散布の暴露評価の精緻化についての概要を御報告いたします。

資料6を御覧ください。

先ほどのチフルザミドでもありましたように、暴露量の推計というのは、その安全指標があって、それらに対して暴露量の推計をして、それ以下になっていけば使っていこうというのが大きな考え方なんですけれども、暴露量推計について使用方法ごとに農薬の散布量当たりの暴露量の推定値を与える予測式が設けられております。

無人航空機を用いた農薬の散布については、水稻の手散布の単位暴露量を用いて農薬使用者の暴露量推定を行うこととしています。この添付資料を一つめくっていただくと写真がありまして、手でノズルを持ってまいているのと無人航空機でまいている写真と両方ありますので、イメージが湧きやすいかと思いますけれども、今回、農林水産省の調査事業において無人航空機を用いた液剤の農薬散布における暴露量について一定のデータが蓄積されたことから3月に開催した第19回農薬使用者安全評価部会において、無人航空機の単位暴露量について検討いたしました。

調査事業で得られた水稻及び果樹へのドローン散布における単位暴露量は、通常使用が想定される範囲において作物の高さや傾斜地における差異に関係なく同じ分布を示しました。このことから、全ての作物を対象として無人ヘリを含む、ドローンもそうなんですけれども無人ヘリはもうちょっと高いところからまくということで、これも含む無人航空機で液剤を散布する際の単位暴露量を設定することとしました。

調査事業で得られた32例のデータの75%ile値を基に設定した単位量が表のとおりです。その表の無人航空機で、頭、その他の部位、手、吸気というようなものが暴露量としてデフォルトの値としてこれが設定されたということです。

今後も利用可能なデータが蓄積した場合は再解析し、機会を捉えて単位暴露量を見直すことといたします。

報告は以上です。

○夏目分科会長 櫻井委員、ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告のございました農薬使用者安全評価の暴露評価に係る予測事項について、何か御質問、御意見等がありましたお願いいたします。

郷野委員、お願いします。

○郷野委員 ありがとうございます。

今回は使用者暴露量に関しての御報告ということで、御報告の内容に関しましては異論ございません。

その上で、ドローンなどの技術の進展で生産者の負担が減ることはよいことだと思っている

一方で、ドリフトによる周辺環境の汚染や輸入品も含めた残留農薬等の問題については懸念が残ります。農水省だけではなくて環境省とか厚労省などの関係省庁とも連携しながら農薬の安全性確保をしつつ、消費者に対しては不安を解消できるよう分かりやすい周知とリスクコミュニケーションをお願いできればと思っております。

以上です。

○宇井室長 農薬については、先生のおっしゃるとおり様々な方に正しく御理解いただくことが大事だと思っております。新しい技術も出てきておりますので、あらゆる機会を通じて、情報発信をしていきたいというふうに思っております。

○郷野委員 よろしくをお願いします。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

そのほか何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今後、農薬使用者安全評価部会では御報告いただいた内容に沿って審査いただくということでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

次に、議題（５）の農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について（報告）に入ります。

農薬蜜蜂影響評価部会での議論の結果を山本委員から御報告いただきます。お願いします。

○山本委員 農薬蜜蜂影響評価部会の部会長の山本でございます。部会を代表いたしまして、農薬のミツバチへの影響評価に係る補足事項について概要を報告させていただきます。

資料７を御覧ください。

まず、１のミツバチの暴露量を推計する際に考慮する作物につきまして、主産都道府県における生産実態等の知見によりまして、「ミツバチが暴露しないと想定される作物」と「暴露量の推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物」に新たな作物を追加することとしました。

具体的には、（１）のミツバチが暴露しないと想定される作物として、開化前に収穫する作物にせり科葉菜類に含まれる、あしたば、キャラウェイの葉、きんさい、とうきの葉、はまばうふうの葉、ぼたんぼうふうの葉、ほかに、たदै、とうき、ふきのとうを新たに分類し、開花させない作物にはぼたんを新たに分類することとしました。

また、（２）番の暴露量推計において花粉のみの摂餌量を用いる作物にじゅんさい及びぶどうを新たに分類することとしました。

これらの作物につきましては、今後「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の

改定に合わせて別添 1 又は別添 2 のとおり改訂することしております。

続きまして、2 番の再評価 1 巡目に提出された成虫単回接触毒性試験以外の試験の毒性値が確定値の場合の取扱いにつきまして説明させていただきます。

これまで再評価 1 巡目に、既に欧米において提出され評価されている試験成績が提出された際、リスク評価を行わないこととする条件の一つとして、成虫単回接触毒性以外の毒性値が確定されておらず、超値としておりまして、結果が超値であることを念頭に設定しておりました。

今般、これまでの条件に資料の記載の下線部分、「成虫単回接触毒性以外の毒性値が11 μg /bee以上の確定値又は」ということを追記させていただきまして、毒性値が超値ではなくて確定している場合の取扱いを明確にするということといたしました。

私からの御報告は以上になります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

これは何かどんどん資料が膨らんでいくような気がするんですけども、こういうことよろしいのかというか、使用できる作物が決まっているから、もうしょうがないんですかね。使用できる作物と、この評価を除外してよい作物のリストというのはこういう形で進めていくということ以外にはないんでしょうね。

○山本委員 そうですね、申請が上がってきた、事前にももちろんリストアップはしていたんですけども、申請が上がってくるたびにやはり検討しなければならないと思います。

○夏目分科会長 了解しました。

ほか、いかがでしょうか。

○西岡課長補佐 すみません、1 点ほど資料の間違いがございまして、ここで説明させていただきます。こちらのミスで申し訳ございません。

1 の（1）開花前に収穫する作物、せり科葉菜類の括弧内になりますが「ぼたんぼうふう」については「（葉）」とございます。実際に葉を収穫するものではあるけれども、定義としては「（葉）」は不要になりますので、こちら削除を提案させていただければと思います。

○夏目分科会長 よろしいでしょうか。

○西岡課長補佐 「ぼたんぼうふう」とだけ書くことになります。

○夏目分科会長 ありがとうございます。

ほかには何か御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

はい。

○天野臨時委員 ちょっと教えてください。

この適用作物のいわゆる別添1と言われた一覧があると思うんですけども、この通知の更新というのは、今、どのような形で進められているのでしょうか。

○西岡課長補佐 御質問ありがとうございます。

数年に1回、その時々のお要望も踏まえ、また、見直し必要な部分は見直して更新してございます。直近に関しましては、令和6年4月1日版が最新のものになりまして、また数年後に改正する予定としてございます。

○夏目分科会長 よろしいでしょうか。

○天野臨時委員 ありがとうございます。

それと、細かい点で恐縮です。1ページ目の開花させない作物、はばたとあります。めくって2ページの別添1の方は「開花しない作物」とあります。その後ろに括弧で「栽培管理により開花しない作物を含む」と書かれています、この括弧内の記載が「開花させない」に当たるといえるのでしょうか。文言が一致しないので御確認いただければと思います。

○西岡課長補佐 御認識のとおりです。通知と統一し、適切な記載にしたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○夏目分科会長 確認、よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

櫻井委員。

○櫻井委員 ここで「とうき（葉）」になっていますよね、開花前。またその後に「とうき」と今度は全体が出ているんですけども、これはどういうことでしょうか。

○西岡課長補佐 「とうき（葉）」に関しましては、食用の作物で葉の部分収穫するものとなります。「とうき」、何も書いていない方につきましては薬用作物の根を収穫するものとなります。このように収穫部位が違う場合は作物名のところにそれが分かるような記載としているものが多くございます。

例えば、しそですと、しその葉としその花穂と書いているようなものがございます。

○櫻井委員 じゃ、薬用のとうきの根っこ使うときは、これ、やっぱり開花しないうちに獲っているんですか。

○西岡課長補佐 とうきは何年も栽培するものにはなるので、開花がしないわけではないんですけども。

○平林審査官　とうきですけれども、葉を収穫する場合も、根を収穫する場合、花が咲いてしまうと、葉や根の充実度が下がってしまうので花が咲く前に収穫をしています。

○櫻井委員　ありがとうございます。

○夏目分科会長　ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、ほかに御意見、御質問等。

それでは、今後、農薬蜜蜂影響評価部会では御報告いただいた内容に沿って審査いただくということでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

その他の議題ですけれども、先生方から何かございますか。よろしいですか。

ないようでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

進行役を事務局にお返しいたします。

○宇井室長　夏目分科会長、進行どうもありがとうございました。

また、先生方におかれましては、本日、長時間にわたりまして御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、様々な御助言を頂戴したと思ってございます。今後、いただきました御助言も含めまして、推進してまいりたいというふうに考えてございます。

事務局による審議会の運営等含めまして、先生方から御不明な点、御質問等、この時点でございますでしょうか。

今回の議事要旨、議事録につきましては、事務局で案を作成させていただきまして委員の皆様にご確認をいただきました後、公開とさせていただきたく存じます。

それでは、以上をもちまして本日の農業資材審議会農薬分科会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時45分　閉会